

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和5年3月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和5年3月13日(月曜日)

午前9時58分開議

午前0時20分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 令和5年度熊本県一般会計予算

議案第36号 令和5年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第44号 令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第47号 令和5年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第54号 熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 包括外部監査契約の締結について

報告事項

①水道広域化推進プランの策定について

②消防学校校舎及び寄宿舍の整備について

③緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

④熊本県の契約に関する取組方針の策定について

令和4年度総務常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 高島和男

副委員長 坂梨剛昭

委員 岩下栄一

委員 松田三郎

委員 西聖一

委員 山口裕

委員 濱田大造

委員 吉田孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 小牧裕明

政策審議監 野崎真司

危機管理監 岡村郷司

政策調整監 天野誠史

首席審議員

兼秘書グループ課長 野中眞治

広報グループ課長 樺本麻理

くまモングループ課長 脇俊也

危機管理防災課長 佐崎一晴

総務部

部長 平井宏英

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 真田由紀子

総括審議員

兼政策審議監 千田真寿

総務私学局長 緒方克治

人事課長 磯谷重和

財政課長 臼井洋介

県政情報文書課長 坂本久敏

総務厚生課長 上塚恭司

財産経営課長 永松浩史

私学振興課長 橋本誠也

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 坂野定則

消防保安課長 田口雄一

税務課長 坂 口 啓 介

企画振興部
 部 長 高 橋 太 朗
 理 事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 水 谷 孝 司
 理 事
 (デジタル戦略担当)
 兼デジタル戦略局長 小金丸 健
 政策審議監 深 川 元 樹
 地域・文化振興局長 永 友 義 孝
 交通政策・統計局長 清 田 克 弘
 土木技術審議監 菰 田 武 志
 首席審議員兼企画課長 小 川 剛 史
 地域振興課長 久保田 健 二
 文化企画・
 世界遺産推進課長 木 原 徹
 交通政策課長 坂 本 弘 道
 統計調査課長 馬 場 一 也
 デジタル戦略推進課長 受 島 章 太 郎
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也
 政策監 田 浦 貴 久
 政策監 有 働 人 志

出納局
 会計管理者兼出納局長 野 尾 晴 一 朗
 会計課長 杉 本 良 一
 管理調達課長 枝 國 智 一

人事委員会事務局
 局 長 西 尾 浩 明
 公務員課長 永 野 茂

監査委員事務局
 局 長 西 浦 一 義
 首席審議員兼監査監 市 川 弘 人
 監査監 守 屋 芳 裕
 監査監 坂 本 誠 也

議会事務局
 局 長 手 島 伸 介
 次長兼総務課長 村 田 竜 二
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 福 田 博 文

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦
 政務調査課課長補佐 松 本 泰 明

午前9時58分開議

○高島和男委員長 ただいまから第7回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

なお、委員会は、インターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いいたします。

平井総務部長。

○平井総務部長 総務部長でございます。着座にて失礼します。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和5年度当初予算につきましては、熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の3つの困難への対応を最優先とし、さらには半導体産業のさらなる集積に向けた取組や高度情報化、移住、定住の推進など将来の熊本の発展に必要な事業について、総額9,136億円を計上しております。

このほか、条例の改正などにつきましても併せて提案しております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては、財政課長から、また、予算の詳細

細な内容及び条例等議案につきましては、各課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高島和男委員長 次に、財政課長から、今回の当初予算の概要等について説明をお願いします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料、横紙のものですが、1ページをお願いいたします。

令和5年度当初予算の概要でございます。

まず、予算編成の基本的な考え方についてですが、蒲島県政4期目の最終年度となる令和5年度当初予算は、熊本地震と豪雨災害からの創造的復興や新型コロナウイルス感染症への対応を最優先としつつ、半導体産業のさらなる集積や高度情報化、移住、定住など、将来の熊本の発展に向けた予算として編成しております。

当初予算の規模は、9,136億円で、令和4年度当初予算比で105億円の増となっております。

下に平成20年度以降の当初予算の規模を記載しておりますが、当初予算としては、令和4年度を上回り、県政史上最大の規模となっております。

2ページには、その当初予算の特色を記載しております。

1、令和2年7月豪雨からの創造的復興に係る予算として238億円、2、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応に係る予算として1,025億円、3、熊本地震からの創造的復興として151億円、4、将来に向けた地方創生の取組として199億円、5、令和5年度における重点的な取組として、一部再掲も含めて174億円を計上しております。

下に、参考として、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害に係るこれまでの予算の累計額

とその内訳を記載しております。

3ページをお願いします。

3ページから4ページにかけては、一般会計のほか、15の特別会計及び5の企業会計の内訳を記載しております。こちらについては、所管の常任委員会で御審議いただきます。

5ページをお願いします。

5ページと6ページが歳入予算の内訳です。

主に、5ページの2、地方消費税清算金、3、地方譲与税、5、地方交付税の増が大きくなっております。

また、6ページの15、県債も増加しておりますが、うち臨時財政対策債については大きく減少しております。

7ページをお願いします。

7ページと8ページが歳出予算の内訳です。

一番右側の説明欄に主な事業を記載しております。

当初予算の概要は以上でございます。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長からの説明に入りますが、まず、人事課長に各課共通の職員給与費について説明を求めた後、担当課長から、職員給与費以外の項目について、資料に従い順次説明をお願いします。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

19ページをお願いします。

当初予算の職員給与費につきまして、一括して人事課の例で説明させていただきます。

表の上段、一般管理費、説明欄(1)①職員給与費でございますが、令和5年度における人事課の職員給与費としまして、3億6,700万円余を計上しております。

これは、令和5年1月1日現在の人事課の職員の給与費から積算したものでございます。

各課の職員給与費につきましても、人事課と同様の方法で積算し、計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○天野政策調整監 知事公室付でございます。

10ページにお戻りください。

10ページ2段目の計画調査費について、右側の説明欄を御覧ください。

内訳は、県政の総合調整に要する経費及び知事の特命事項や県政の重要課題等への対応に要する経費でございます。

知事公室付は以上です。

○野中秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の11ページをお願いいたします。

一般管理費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

2の庁費でございます。

内訳につきましては、二役の活動費を含む秘書グループの運営経費、副知事秘書事務委託に要する経費並びに熊本地震犠牲者追悼式及び令和2年7月豪雨犠牲者追悼式の開催に係る経費でございます。

秘書グループは以上でございます。

○樺本広報グループ課長 広報グループでございます。

12ページをお願いいたします。

2段目の広報費でございます。

右側説明欄を御覧ください。

まず、1の広報事業費は、新聞、広報紙、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して県の重要な施策等を周知するもの、首都圏

をはじめとした県外に向けて熊本をPRするもの及び新型コロナウイルス関連の広報を行うもの並びに地震からの復旧、復興につなげる広報を行うものでございます。

次に、2の広聴事業費は、県民の皆様の県政に関する意見や御提言を県政に反映させていく広聴活動を行うものです。

最後に、3の広報諸費でございますが、県庁の総合案内業務及び広報グループの運営を行うものでございます。

広報グループは以上です。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

13ページをお願いします。

上段、計画調査費の右側説明欄をお願いいたします。

(1)くまモン使用許可等管理事業として、くまモンのイラスト利用許諾に要する経費、(2)くまモン活用熊本PR事業として、くまモンを活用した県内プロモーション及びSNSによる情報発信に要する経費を計上しております。

続きまして、下段、商業総務費ですが、右側説明欄2、物産振興費として、国内外におけるくまモン隊の活動に要する経費やくまモンスクエアの管理運営費等を計上しております。

(6)くまモンランド化推進事業は、県全体がくまモンの魅力にあふれ、世界中から人、物、企業が集まる、いわゆるくまモンランドの推進に要する経費を計上しております。具体的には、くまモンの世界観を広げるくまモンタウン、くまモンファームなど、様々な事業を展開していく予定です。

最下段の3、くまモン活躍基金積立金は、条例に基づいた基金への積立金でございます。

くまモングループは以上です。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

15ページをお願いします。

上段の一般管理費につきまして、説明欄2の危機管理対策費は、危機管理対応及び国民保護訓練の実施等に要する経費でございます。

下段の防災総務費につきまして、前年度との比較で20億円余の減額となっておりますが、前年度は新防災センター整備に係る経費を計上していたことによるものでございます。

説明欄2の防災対策費の(3)市町村防災体制・災害対応力強化支援事業は、市町村の防災体制強化のための地区防災計画策定研修や住家被害認定調査研修等に要する経費でございます。

(4)実践的地域防災力強化事業は、地区防災訓練の実施など、自主防災組織の活動促進等を行うための県の自主防災組織活動支援員の配置に要する経費でございます。

(5)地域防災力強化事業は、防災士等地域防災リーダーの育成及びスキルアップに要する経費でございます。

下のマル新、(11)防災センター展示・学習室運営事業は、新規事業ですが、新防災センター1階に整備する熊本地震など本県の自然災害の経験や教訓等を伝える防災センター展示、学習室を運営するための会計年度任用職員の雇用等に要する経費でございます。

(12)九州広域防災拠点強化整備事業は、南海トラフ地震を想定し、国や大分県、宮崎県等と本県で初めて実施する広域応援訓練等に要する経費でございます。

マル新、(13)防災DX推進事業は、新規事業ですが、災害時、防災センターにおいて、被害情報収集のため、市町村や消防本部等とドローン映像を共有するためのシステム導入等に要する経費でございます。

17ページをお願いします。

4、防災・行政情報通信ネットワーク整備事業は、地域振興局の防災行政無線の浸水対策及び衛星通信ネットワーク、第3世代システムの整備による防災通信インフラの強靱化等に要する経費でございます。

第3世代システムの整備経費につきましては、併せて債務負担行為の設定もお願いしております。

下段の債務負担行為の設定を御覧ください。

防災情報通信基盤整備事業は、先ほどの第3世代システムを市町村及び消防本部に整備するものです。今回、第1期目の整備として、熊本市ほか21市町村等への整備工事について、令和6年度までの2か年工事を行いますので、債務負担行為の設定をお願いしております。

なお、工事初年度は、入札や契約手続等のため工事費は計上せず、令和6年度に工事費を計上しております。

また、第2期目の整備は、残りの市町村等を対象に、令和6年度から7年度までの工事として計画しております。

危機管理防災課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

19ページをお願いします。

表の上段、一般管理費でございますが、9億8,300万円余を計上しております。

(1)②の災害派遣手当につきましては、7月豪雨災害による他県等からの自治法派遣職員へ支給する災害派遣手当を、また、(2)時間外勤務手当等につきましては、年度途中の災害等により業務量が増加したときに備えまして、時間外勤務手当を、ともに知事部局分を一括して計上しているものでございます。

次に、下段の人事管理費でございますが、18億1,400万円余を計上しております。

2、人事管理費でございますが、(1)人事課運営経費、(4)障がい者チャレンジ雇用事

業などを計上しています。

3、退職手当につきましては、知事部局職員の退職手当所要額を計上しています。

表の一番下の合計金額において、前年度と比較して21億6,000万円余の減額になっておりますが、これは、県職員の定年引上げによりまして、知事部局職員の定年退職者が減少することに伴う退職手当の減額が主な理由でございます。

人事課は以上です。よろしくお願いたします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

20ページ1段目の一般管理費ですが、説明欄の2の庁費につきまして、知事部局職員の赴任旅費等でございます。

2段目の財政管理費ですが、説明欄の4、職員等退職手当基金積立金、これは、定年の段階的な引上げに伴い、年度間で増減する退職手当の財源を積み立てるものです。

また、説明欄の2、3、5、6、7の各積立金は、基金への運用利息等の積立てでございます。

21ページをお願いします。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかけて、公的資金及び銀行等引受債の元金、利子の償還、市場公募債の償還金等の原資となる公債管理特別会計への繰出金などの年間所要額を計上しております。

22ページは、公債管理特別会計です。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかけて、市場公募債などの元金や利子の償還並びに市場公募債の発行に要する手数料などの年間所要額を計上しております。

23ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

これは、ほかの地方公共団体と共同で発行する形式の市場公募債につきまして、発行に参画する総計45の都道府県などで連帯して債務を負う必要がございますので、その連帯債

務でございます。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

24ページをお願いします。

2段目の文書費は、説明欄に記載の1、文書事務費及び2、公報事務費でございます。

1の文書事務費につきまして、(1)文書関係事務費は、行政文書等管理委員会の運営、文書管理システムの維持管理等、行政文書の管理に要する経費です。

以下、(2)から(4)まで、情報公開、個人情報保護や公益法人制度の推進、行政不服審査会の運営等に係る事務費です。

(5)は、DXによる行政文書管理の効率化を図るための調査費等でございます。

25ページをお願いします。

1段目の諸費は、県出身者のための学生寮、有斐学舎に対する運営費助成でございます。

2段目の大学費は、熊本県立大学の業務の財源に充てるための運営費交付金等でございます。

(1)は、通常分として大学に交付する交付金、(2)は、大学の評価委員会の運営等に係る当課の事務費です。

(3)は、低所得世帯の学生に対する授業料等の減免に係る交付金、(4)は、国際交流や地域貢献の推進に係る交付金です。

(5)高等教育DX推進体制整備は、学内情報をデジタル化、集約し、分析するための交付金です。

(6)は、令和2年7月豪雨災害からの復興や地域再生支援等のための各種無料オンライン講座開催に係る交付金でございます。

県政情報文書課は以上です。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

26ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、説明欄2、庁費の共済組合事業費は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合への負担金などでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、説明欄1、人事管理費のうち、(1)の総務事務集中化運営費は、庶務事務の集中処理に係る人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費は、システムの保守管理、機器リースなどに要する経費でございます。

2の職員福利厚生費は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございますが、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドック、心身の健康管理対策などに要する経費、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅の維持管理に要する経費でございます。

3の児童手当は、職員に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費でございますが、昭和37年11月30日までに退職した元職員の遺族に対する扶助料の支給に要する経費でございます。

総務厚生課は以上です。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

27ページをお願いします。

下段の財産管理費をお願いします。

説明欄を御覧ください。

1の財産管理費のうち、(2)市町村交付金は、職員住宅など県有の貸付財産等が所在する市町村への固定資産税に代わる交付金でございます。

3の庁舎等管理費は、県庁舎や地域振興局等の管理や整備、改修などに要する経費でございます。

28ページ、4の財産利活用推進費のうち、(2)FM推進県有施設集約化事業は、県有施設長寿命化保全計画の策定、防災センター建

設に伴う執務室の再配置及び県有施設等の整備、運営に民間の経営手法の導入検討に要する経費でございます。

下段の県庁舎等施設災害復旧費は、駐輪場整備や防災センター完成式に要する経費でございます。

なお、当課、合計33億円余の減額となっておりますが、防災センター整備事業の終了によるものでございます。

29ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

いずれも、令和5年度から2か年で事業を実施するため、設定をお願いするものでございます。

財産経営課は以上です。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

30ページをお願いします。

上段の諸費は、宗教法人の指導に係る事務費でございます。

下段が私学振興費でございますが、右側説明欄の4、私学振興助成費につきましては、(1)から次の31ページの(6)までの事業は、私立学校の運営や生徒の授業料等への支援を行うものです。

(7)の熊本時習館構想関連事業は、高校生等の海外進学チャレンジの推進や私学の創意工夫ある取組を支援する魅力アップ事業などに係る経費です。

(8)の職業実践専門課程運営費補助は、企業等と連携し、より実践的な職業教育に取り組んでいるとして国から認定を受けた専門学校に対し、取組に要する運営費を助成するものです。

(9)の国際教育支援事業は、半導体関連工場の立地等に伴い、今後増加が予想される外国人児童生徒を受け入れるため、教育環境の整備を行う私立学校等に対し助成を行うものです。

私学振興課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

32ページをお願いいたします。

1段目の地域振興局費でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

(3) 広域本部・地域振興局政策調整事業は、地域が抱える課題の解決に向けて、広域本部、地域振興局が地域の実情に応じて取り組む事業でございます。

次に、4段目の自治振興費でございます。

(1) 自治振興支援費は、市町村の行財政運営の支援、助言等に係る経費及び県から市町村への権限移譲に伴う交付金等でございます。

(2) 市町村自治宝くじ交付金は、宝くじ収益金を公益財団法人熊本県市町村振興協会に交付するものでございます。

33ページをお願いいたします。

(10) 平成28年熊本地震復興基金交付金は、熊本地震からの復旧、復興に取り組む市町村に対する交付金でございます。

34ページ、4段目の県議会議員選挙費は、来月9日投開票の県議会議員選挙の執行経費でございます。

5段目の知事選挙費は、令和6年4月に任期満了を迎える県知事選挙の執行経費のうち、年度内の準備に必要な経費を計上するものでございます。

35ページをお願いいたします。

市町村振興資金貸付事業特別会計についてでございます。

これは、市町村が行う施設整備事業または災害復旧のための貸付事業に対する貸付金でございます。

市町村課は以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

36ページをお願いいたします。

上段の防災総務費につきまして、説明欄をお願いいたします。

2の防災対策費は、防災消防ヘリの運航管理、防災消防航空センターの維持管理などに要する経費でございます。

下段の消防指導費につきまして、2の消防費の(4)消防体制強化推進事業は、消防指令の共同運用整備支援など消防力の強化推進や消防団活動のPRなど消防団の充実強化等に要する経費でございます。

4の消防学校費の(2)消防学校施設整備事業は、訓練塔の整備費や本館及び寄宿舍整備のための設計費など、消防学校の機能強化に要する経費でございます。

37ページをお願いいたします。

火薬ガス等取締費ですが、説明の2から4までの事業は、いずれも関係する事業者に対する許認可や検査に要する経費のほか、免状交付事務委託等に要する経費でございます。

38ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

消防学校施設整備事業につきましては、消防学校の本館及び寄宿舍の建て替え整備に係る設計業務事業期間が、準備も含めまして、約2年間を要することから、令和6年度までの債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

39ページをお願いいたします。

税務総務費ですが、説明欄の3、納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者に対し、特別徴収した税額の2.5%を交付する交付金等でございます。

6、県税事務オンラインシステム維持管理費は、県税システムの運用や改善等に要する経費でございます。

40ページ1段目の賦課徴収費ですが、説明欄の2、公金取扱費は、個人県民税の賦課徴

収を行っている市町村や地方消費税の賦課徴収を行っている国に対して支払う徴収取扱費です。

2段目のゴルフ場利用税交付金から41ページ最下段の法人事業税交付金までは、県に納付されました税収を基に、市町村への交付や他の都道府県との精算を行うものです。

税務課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

資料43ページをお願いいたします。

まず、諸費になりますが、3億6,400万円余を計上しており、東京事務所の管理運営などに要する経費でございます。

次に、計画調査費で2億7,400万円余を計上しております。

1の開発促進費は、主に全国知事会への負担金や知事会の活動に要する経費でございます。

2の企画推進費、(2)のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、若者の県内就職を後押しするため、企業と県が連携して奨学金返済等の支援を行う経費でございます。

(3)のSDGs推進事業は、SDGs登録制度の運用のほか、SDGsの推進に要する経費でございます。

(4)の国際教育環境整備推進事業は、新規事業になりまして、県内教育機関で外国籍児童生徒の受入れ体制整備を推進するための経費でございます。

44ページをお願いいたします。

4の奨学金返還支援基金積立金は、2の(2)で御説明をいたしました奨学金返還等サポート事業で、10年間にわたり企業と県で奨学金返還を支援することとしており、参加企業に令和4年度に就職した若者へ10年分の支援に必要となる経費を積み立てるものでございます。

5のふるさとくまもと応援寄附基金積立金

は、企業版ふるさと納税としての寄附金のうち、後年度の事業に充当するものを基金に積み立てるものでございます。

企画課は以上になります。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

45ページをお願いいたします。

下段の計画調査費、右側説明欄の1、開発促進費、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣市が実施している水俣川河口臨海部の護岸整備など、水俣・芦北地域における新しい形の地域づくりへの支援等に要する経費でございます。

2、企画推進費の(1)地域づくりチャレンジ推進事業は、地域団体等による自主的な地域づくりの取組への支援等に要する経費でございます。

(2)御所浦地域活性化推進事業は、交流人口の拡大に向けたイベント開催や地域おこし協力隊の活動への支援等に要する経費でございます。

(3)移住定住促進事業は、移住支援金の交付や移住相談窓口の設置など、移住、定住の促進に要する経費でございます。

来年度は、市町村による移住者の住まい確保の取組への支援に加えまして、仕事確保など、移住施策の推進に係る課題解決の取組についても支援を行うこととしております。

あわせて、県内の高等学校等の卒業生を対象として、熊本の魅力や仕事情報などを定期的に発信するシステムの構築にも取り組んでまいります。

(4)持続可能な草原維持システム構築推進事業は、野焼きの担い手確保や恒久防火帯の整備、ICTの活用など、作業省力化を図る取組に要する経費でございます。

(5)特定地域づくり事業協同組合制度支援事業は、当制度の活用を検討する団体への伴走支援等に要する経費でございます。

46ページをお願いいたします。

水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、第七次水俣・芦北地域振興計画における市町の重点施策の課題解決等に要する経費でございます。

3、特定地域振興対策費、特定地域振興対策事業は、過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費でございます。

4、土地利用対策費、土地利用対策事業は、国土利用計画法に基づく地価調査や土地取引の届出審査等に要する経費でございます。

最後に、5、球磨川流域復興対策費、被災住宅移転促進宅地整備受託事業でございますが、令和2年7月豪雨で被災した球磨村から県が受託して実施する被災地域の住民等の移転先となる宅地の整備等に要する経費でございます。

地域振興課は以上です。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

47ページをお願いします。

計画調査費について、25億600万円余をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の文化企画推進費でございます。

(1)は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組や既に世界文化遺産に登録されている万田坑、三角西港、天草の崎津集落の適切な資産の保全と活用に必要な経費でございます。

(2)は、熊本県文化協会に対する助成です。

(3)は、熊本県芸術文化祭等の実行委員会に対する負担金です。

(4)伝統文化等継承対策事業は、伝統芸能の継承対策を行う市町村に対する助成です。

(5)は、博物館ネットワークの推進に要する経費です。

次に、2の県立劇場費でございます。

(1)県立劇場施設整備費は、県立劇場保全計画に基づき、中央監視設備、自動制御装置、照明設備の改修工事等に要する経費でございます。

(2)は、県立劇場の指定管理業務委託に要する経費です。

(3)は、新型コロナウイルス感染拡大によりイベントを中止した場合等に生じる県立劇場使用料の過年度収入の返還に要する経費でございます。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

48ページをお願いいたします。

まず、計画調査費について、説明欄1の交通整備促進費については、(1)肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、鹿児島県、地元市町と協調し、同社の鉄道基盤の整備、維持に対して補助を行う経費等でございます。

次に、(2)の地域交通企画調整事業につきましては、地方バス、地域鉄道、離島航路への支援やくま川鉄道及び肥薩線の復旧に向けた協議、調整、また、菊池南部地域の渋滞対策、そして県民総合運動公園のアクセス改善対策に要する経費等でございます。

ここで、県民総合運動公園のアクセス改善対策については、別添資料で少し補足説明をさせていただきます。

別紙で、右上に総務常任委員会、議案第33号参考資料と記載しておりますカラー刷りの資料をお願いいたします。

当初予算の公表用資料を抜粋したものでございます。

運動公園のアクセス改善につきましては、施設を設置、管理している県が主体的に対応していくことを12月定例会で御説明をいたしました。

資料の右側真ん中欄、全体事業費3億400万円のうち、ハード対策については、土木部

都市計画課、そして、ソフト関係については、交通政策課に一括計上いたしまして、関係課で執行する予定でございます。

事業内容は3点ございまして、まず①、園内臨時駐車場の設置や交通誘導員の配置、シャトルバスやパーク・アンド・バスライドのソフト対策が①でございます。

②として、ハード面の対策として、バスベイの改修、臨時退出路の整備検討を進めます。

③が、新たに駐車場の増設が可能かどうかの可能性調査を行う経費を計上しております。

おめくりいただいて、見開きで、実施する対策の位置図を記載しております。赤色の字で記載しているものが新たな対策でございます。

なお、先行して2月26日から、ロアッソのホームゲーム2試合において、既存予算を活用した実証事業を開始しております。特に、パーク・アンド・バスライドについては、多くの皆様に御利用をいただき、アンケートでも好評であったとの報告を受けております。

引き続き、効果や課題を検証しながら渋滞対策に取り組んでまいります。

恐れ入ります。元の本体資料の48ページにお戻りいただきまして、下段2の空港整備促進費でございます。

(1)阿蘇くまもと空港関連事業につきましては、空港の国直轄事業への負担金、国際線振興協議会への負担金、空港の機能強化やアクセス鉄道整備の検討に要する経費等を計上しております。

(2)地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの機材整備に対する助成等でございます。

次に、最下段、企画施設災害復旧費につきましては、くま川鉄道の災害復旧支援に要する経費でございます。

交通政策課は以上でございます。

○馬場統計調査課長 統計調査課でございます。

49ページをお願いいたします。

上段の統計調査総務費についてです。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の(2)統計職員費(物件費)は、統計データ利活用に係る職員研修などに要する経費です。

中段の委託統計費について、説明欄をお願いいたします。

これは、国から委託を受けて実施します統計調査で、1の家計調査など毎年実施の経常分と2の5年ごと実施の周期分に要する経費です。

下段の単県統計費について、説明欄をお願いいたします。

1と2は、推計人口調査など県独自で行う統計調査に要する経費、3の単県統計諸費は、統計刊行物の作成などに要する経費です。

統計調査課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

50ページをお願いします。

人事管理費でございます。

説明欄(1)の電子自治体推進事業は、電子申請受付システム、自治体情報セキュリティクラウドなど、県と市町村で共同運用しております各種システムに要する経費でございます。

(2)の公的個人認証サービス運営事業は、オンラインでの行政手続の際に本人確認を行います公的個人認証システムにつきましては、国が指定します運営機関への負担金に要する経費でございます。

(3)の行政デジタル化推進事業は、市町村への専門人材の派遣やデジタル化に向けた専門的な研修に要する経費でございます。

(4)のくまもとDXグランドデザイン推進事業は、くまもとDXグランドデザインの実現に向けた機運の醸成、企業等の連携支援あるいは実証事業に要する経費でございます。

(5)のデータ連携基盤構築等推進事業は、新規事業でございます。広くデータを活用したサービスや技術開発に資する官民データの相互連携のため、県内共通のデータ連携基盤の構築に要する経費でございます。

次に、最下段、計画調査費でございます。

(1)の地域情報化推進費は、地域情報化の推進に係る国、市町村、民間企業との連絡調整やデジタル戦略監の外部登用等に要する経費でございます。

(2)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係るシステムの保守、改修など、運用管理に要する経費でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

51ページをお願いいたします。

まず、人事管理費でございますが、説明欄(1)の電子計算管理運営事業は、人事給与システム等基幹システムの運用を行うホストコンピュータの運用管理等に要する経費でございます。

(2)の庁内情報基盤管理運営事業は、パソコンの調達及び電子メール等のグループウェアシステムの運営等に要する経費でございます。

(3)の電子県庁構築事業は、各種情報システムを搭載しているサーバーのリースなど、運用管理に要する経費でございます。

(4)のICTを活用した働き方改革等推進事業は、オンライン会議、テレワークに係るシステムの運用管理等に要する経費でございます。令和5年度は、新たなICTツールの活用に向けて、対面で行っている講習をオン

ラインへ切り替えるためのeラーニングツール、業務効率化に向けたアプリを容易に職員が作成することができるノーコードツールなど、試行、検証を行うこととしております。

次に、最下段の計画調査費でございますが、県庁と各出先機関をつなぐ熊本県総合行政ネットワークの通信回線借り上げ等の運用管理に要する経費でございます。

システム改革課は以上です。

○田浦政策監 球磨川流域復興局でございます。

52ページをお願いいたします。

右側説明欄を御覧ください。

1の企画推進費の球磨川流域復興局運営費は、球磨川流域復興局の運営に係る経費でございます。

2の川辺川総合対策費の五木村振興交付金交付事業は、新たな五木村振興のため、村が実施する事業に対して助成を行うものでございます。

3の五木村振興基金積立金は、2の五木村振興交付金交付事業の財源として五木村振興基金を積み増しするとともに、運用利息を積み立てるものでございます。

4の球磨川流域復興基金積立金は、球磨川流域復興基金の運用利息を積み立てるものでございます。

5の球磨川流域復興対策費の球磨川流域復興基金交付金は、球磨川流域復興基金等を活用して、被災者の生活支援などの市町村の取組に対して助成を行うものでございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○杉本会計課長 会計課でございます。

54ページをお願いいたします。

上の表の2段目、会計管理費でございますが、説明欄(2)の総合財務会計システム管理事業は、現在稼働中の財務会計システムの保守管理等に要する経費でございます。

(6)の新総合財務会計システム構築事業は、令和8年度の稼働に向けて取り組んでおります新財務会計システム構築に要する経費でございます。

(7)のキャッシュレス収納は、電子申請に係るキャッシュレス収納に要する経費等でございます。

3段目の利子は、一時借入金の利子でございます。

下の表は収入証紙特別会計でございますが、一般会計繰出金は、証紙による手数料収入を一般会計へ繰り出すものでございます。

会計課は以上です。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

55ページをお願いいたします。

会計管理費でございます。

(2)電子入札システム管理運営事業及び(3)公契約条例推進事業を計上しております。

(3)は、主に県民事業者に向けた広報周知に関する経費でございます。

なお、公契約条例に係る取組方針の策定については、広報周知も含め、後ほど御報告いたします。

続いて、債務負担行為の設定でございます。

全庁的に共通する県有施設等管理業務など3業務について、一括し御説明いたします。

今回は、令和5年度の年度の途中から複数年にわたって契約を行うものにつき設定をお願いいたします。主に、各種システムの維持管理、事務機器のリース等に係るものでございます。

管理調達課は以上です。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

58ページをお願いいたします。

上段の委員会費につきましては、人事委員

会委員の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

下段の事務局費のうち、説明欄2の運営費につきましては、県職員等の採用試験の実施に要する経費などがございます。

(5)の「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を確保するための広報活動等に要する経費でございます。

人事委員会事務局は以上でございます。

○市川監査監 監査委員事務局でございます。

59ページをお願いします。

まず、上段の委員費につきましては、監査委員の報酬等に係る経費でございます。

次に、下段の事務局費ですが、右側の説明欄2の運営費につきましては、事務局職員の活動費等に係る経費でございます。

監査委員事務局は以上です。

○村田議会事務局次長 議会事務局でございます。

60ページをお願いいたします。

上段の議会費でございますが、右側の説明欄のとおり、1の議員報酬等のほか、2の運営費は、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等に係る経費でございます。

下段の事務局費でございますが、2の運営費は、本会議、委員会の運営や議会棟庁舎管理等に係る経費でございます。

2の(2)維持修繕費では、議会棟本館内部改修工事費をお願いしております。

次に、61ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

県議会棟改修工事は、先ほどの議会棟本館内部改修工事に伴うものでございまして、工事は令和5年度及び令和6年度の2か年での施工を予定しておりますが、そのうち令和6年度分に係る事業費について債務負担行為の

設定をお願いするものでございます。

議会事務局は以上でございます。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

別冊の総務常任委員会説明資料(条例等関係)をお願いします。

1ページをお願いします。

第54号議案、熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

2ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨ですが、警察法の一部改正等に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2、主な改正内容ですが、警察法の一部改正に伴う所要の規定の整理であり、第1条中「第56条の3」を「第56条の5」に改めるものでございます。

3、施行期日ですが、令和5年4月1日からとしております。

次に、23ページをお願いいたします。

第68号議案、包括外部監査契約の締結についてでございます。

24ページの概要で説明をさせていただきます。

(1)ですが、地方自治法に規定する包括外部監査として、監査の実施、報告等を契約の内容とするものでございます。

(2)の契約の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、(3)の契約の相手方につきましては、公認会計士の本吉幸雄氏を予定しております。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

3ページをお願いします。

議案第55号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

16ページまで本文ございまして、17ページ

をお開きください。17ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、建築基準法の一部改正などに伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

(1)の新たに設ける手数料ですが、アからウについては、建築基準法の一部改正に係るもので、建築物の容積率、建蔽率や高さの制限によって建築物の省エネ化が阻害されることがないように、外壁や屋根の断熱改修等を行う際には、これら容積率等の制限を緩和する特例が令和5年4月1日に施行されます。

このことに伴い、特例認定や許可に係る関連手数料を新設するものです。

エ及びオについては、道路交通法の一部改正に係るもので、無人バス運行など、特定の条件下で運転者がいない状態での自動運転を行う際の許可制度が令和5年4月1日に施行されます。その自動運行を行おうとする者は、計画を県公安委員会に提出し、許可を受けることが必要となります。

このことに伴い、運行計画の審査に係る手数料を新設するものです。

次に、(2)の新たに手数料の対象に加えるものですが、アからエ全てにつきまして、県では、省エネルギー性に優れ、二酸化炭素排出の抑制に寄与する建築物の新築等に関する計画など、これらの認定事務を行っています。

これらの認定などの申請に際し、申請者が民間の性能評価機関等が発行する適合証などを持たない場合、その代わりに県による適合性の評価が必要となるため、その分高い手数料を徴収しています。

今回、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、建築物のうち住宅部分について、適合証等を持たない場合に、県が簡易に省エネ性能を評価できる誘導仕様基準が新たに規定されました。

このことに伴い、この基準により評価する場合の金額をもととの認定手数料などに加えるものです。

次に、(3)の手数料の額を改定するのは、熊本県産業技術センターにおける分析、試験または設計手数料でございます。

これは、試験研究機器の更新に伴い、化学及び物理試験の手数料に係る金額の上限を見直すものです。

(4)所要の規定の整理を行うものについては、建築基準法や宅地造成等規制法など一部の改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

次に、18ページの3、施行期日ですが、建築基準法及び道路交通法の一部改正に伴う手数料の新設及び産業技術センター手数料の一部見直しについては、令和5年4月1日、宅地造成等規制法の一部改正に係る規定の整理については、令和5年5月26日、それ以外のものについては、公布の日としております。

最後に、4、その他ですが、施行期日前の申請に対する手数料は、改正前の額とする所要の経過措置を定めるほか、今回の手数料条例の改正に合わせ、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するものです。

財政課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

19ページをお願いいたします。

議案第56号、熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料20ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

まず、1、条例改正の趣旨でございます。

住民基本台帳法施行条例は、行政事務の効率化等の観点から、県内市町村または県の執行機関において、住基ネットワークを利用できる事務を定めるものでございますが、今回、住民基本台帳法及び特定商取引に関する

法律の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

次に、2、主な改正内容でございます。

(1)について、従前県の条例で定めていた国土調査法による地籍調査に関する事務が、住民基本台帳法の一部改正により、法律自体に規定されたことから、関係する県の規定を削除するものでございます。

(2)につきましては、特定商取引に関する法律を引用していた箇所につきまして、法律の一部改正を踏まえ、規定の整理を行うものでございます。

最後に、3、施行期日でございます。

公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

21ページをお願いします。

第57号議案、熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

22ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨ですが、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた方に対する不動産取得税の減免措置について、被災した不動産の代わりとなる代替不動産の取得期限を延長することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容ですが、代替不動産の取得期限について、通常の場合には、被害を受けた日から3年以内としておりますが、(1)の平成28年熊本地震で被害を受けた方については、既に特例により令和5年3月31日まで延長しており、これをさらに2年間延長し、令和7年3月31日までとするものでございます。

(2)の令和2年7月豪雨で被害を受けた方については、新たに特例を設け、その取得期

限を熊本地震と同様に令和7年3月31日まで延長するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

税務課は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○吉田孝平委員 すみません、13ページをお願いします。

くまモン使用許可等管理事業でございますけれども、何年か前に使用許可をもらっていて、これは更新というのは必要だったですかね。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

はい、更新が必要となります。

○吉田孝平委員 更新で、前回使用許可をもらっていて、今度更新するときに、何か地元の方から聞いたんですけれども、許可の、使用がちょっと厳しくなったということで、農産物の箱とかがありまして、くまモンの使用許可を取っていたらしいんですけれども、ちょっと厳しくなって使えないかもしれないということで、ただ、その箱を大量に作っているらしくて、それで一度相談があったんですけれども、そういった話を聞いていらっしや

いますかね。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

かなり申請の数が多うございますので、ちょっと精査をしなければなりません、ここ数年、特段更新に伴っていわゆる許認可自体に厳しさを追加していると、そういうことはございませんので、改めてちょっと事業者の皆様方のお話を聞きながら整理をしたいと思います。

○吉田孝平委員 分かりました。また別の機会に相談させていただきます。

それと、もう1つよろしいですか。

先月か先々月ですかね、朝刊の全面にくまモンの絵を書いたやつが入っていたんですね。これは、今年度予算でされていると思うんです。まあ、反響あったんですけども、反響とまた——ただ、ちょっと熊本県内だけであれを出すと少しもったいないので、もうみんな知っているのももったいないんじゃないかという話も出ましたけれども、あれは大体どれぐらいかかったのかなと、かなりかかったんじゃないかというちょっと御相談がありましたので。

○脇くまモングループ課長 先日、熊本日日新聞のほうで報道させていただきましたが、経費は、大体500万ぐらいかかっております。

そしてまた、非常に問合せも多く、やはり、欲しい、それから情報が知りたいという方が多いということが分かりましたので、あの全面広告を1万部別冊で刷らせていただきまして、実は昨日行われましたくまモン誕生祭の折にも配布をさせていただき、全国の皆様にお渡しをしたところです。

来年度に向けまして、1万部のこのチラシ、パンフレットを、様々な観光物産展、そ

れから様々な機会を通して配布をさせていただき、PRに努めていきたいというふうに考えております。

○吉田孝平委員 ありがとうございます。分かりました。

すみません、それともう1つよろしいですか。

○高島和男委員長 はい。

○吉田孝平委員 40ページ、先議のときに松田委員からも御質問ありましたけれども、ゴルフ場利用税の件ですけれども、私もちょっとゴルフ場に携わっていたときがございまして、あれって各ゴルフ場で利用税って多分違ったと思うんですけれども、最低が多分500円で、何か計算方法があって多分金額が違ったと思うんですけれども、その辺はどういう現状ですかね。教えていただければと思います。

○坂口税務課長 税務課でございます。

ゴルフ場利用税の税率につきましては、等級が7級に分かれておりまして、その決め方は、いわゆる利用料金、グリーンフィーと言われるものと、あとホール数、ホールの平均距離などで決定をされております。

利用料金が安いところについては低くなっておりまして、本県の場合は、1級が440円ということで、一番高いところは、7級で1,200円というふうな税率になっております。

以上でございます。

○吉田孝平委員 はい。ありがとうございます。

ゴルフ場、今現状で言うと、大変運営自体厳しい状況でございまして、税金としては本当に助かっている市町村もございますけれど

も、ゴルフ場の運営からすれば、今、少しでも安くしてゴルフ場を利用する方を増やしたいという気持ちもありますので、またいろいろと私たちもなかなか言いにくいところがございますが、ゴルフ場側からの話もぜひしっかり聞いていただければと思いますので、お願いいたします。要望でございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 私学振興課ですけれども、国際教育支援事業に予算が計上されておりますけれども、できつつあるインターナショナルスクールは、丸々熊本県の持ち出しですか。それとも、TSMCあたりが何ぼか負担するとか、そういうのはないですか。

○橋本私学振興課長 この支援事業につきましては、学校が整備する必要な経費に対して県から支援するものでございます。一部国のデジタル田園都市交付金の充当も予定しておりますのでございます。

学校を利用される外国籍のお子様方、その会社なり従業員さんにつきましては、授業料という形で学校には負担していただくことになるというふうに考えております。

以上です。

○岩下栄一委員 九州ルーテル学院の取扱いはどういうことになりますか。

○橋本私学振興課長 九州ルーテル学院についても、先ほど申しましたのと同じ取扱いということになります。

以上です。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○高島和男委員長 ほかに。

○松田三郎委員 ちょうどというか、今岩下委員の御質問に関連しまして、冒頭1ページの財政課長の説明の中で、来年度当初予算の幾つか優先の中で半導体産業のさらなる集積云々というのがあって、もちろんそれを見越していろいろな、全庁横断的にといいますか、県庁が一丸となっているいろいろな取組を、準備等々含めて、その一つが今の受入れだと思いますが、総務委員会関係でいうと、なかなか表にTSMC関係というのが、まあ少なくとも抜粋されている主要な予算にはあまり出てこない。

ですから、ここでちょっと私も申し上げておきたいのが、今の児童生徒の受入れを含めまして、たしかこの前の一般質問の答弁の中で、TSMCの進出に伴い、市町村との意見交換を実施したとかするとかという答弁があったように記憶をいたしております。

たまたま私の地域の意見交換のとき深川政策審議監と会場でお会いしまして、順次振興局単位でなさっているという話が、あれがこれだったのかと思った次第でございました。

詳しくは後ほど御回答を受けて申し上げたいと思いますが、たしか、さっき言いましたように、各地域振興局単位ぐらいで聞き取りなり要望を受けるというようなことをなさったと聞いておりますが、全てでなくてもいいですけれども、大体どういった話が出てきたのか。また、それに対して、その場で回答できた部分もあろうかと思えますし、ちょっと持ち帰ってこういう方向で進めていきますというような話があろうかと思えますが、これでいくと、企画課長なのか政策審議監なのか部長なのか、適切な方に答えていただければと。

○小川企画課長 企画課でございます。

委員から今お話ありましたTSMCの進出効果の県内全域への波及に向けた市町村への意見交換につきましては、企画振興部、事務

局的な企画課で対応しておりましたので、私から回答させていただきます。

この意見交換につきましては、TSMCをはじめとする半導体関連産業の本県への進出効果を県内全域へ波及させるために、各市町村の皆様に、期待ですとか御懸念、後は取り組みたい施策等を伺いまして、今後の各地域の発展につなげるという趣旨で実施をしたところになります。

先ほどお話もありましたが、県側といたしましては、企画振興部長等をヘッドといたしまして、市町村側は、一部副市長の方ですとか代理の方の御対応もありましたが、県内ほぼ全ての市町村長の皆様と、2月中に振興局単位というブロックで意見交換をさせていただきました。

意見交換の場では、やはりその地域の実情に応じて、進出を契機とした半導体産業の集積に係る期待、懸念、取り組みたい施策、幅広く意見が出ましたが、幾つか御紹介をいたしますと、特に、大きく集めると6つほどあったかなと思っておりまして、1つ目が、土地の関係、工業用地、住宅用地の整備などの土地の開発の関係、後は関連企業の誘致とか、こういったものもございました。2点目が、観光の関係でして、台湾人の観光客の誘客ですとか国際交流への期待、こういったものがありました。3点目が、やはり人材の流出への御懸念ですとか、後は人材育成の関係、こういった関係。4点目が、インフラの関係ということで、渋滞対策ですとか道路整備に対する御要望がございました。あと5点目が、水の関係ということで、地下水の保全への取組、こういった御意見もございました。最後、6点目が、やはり県と市町村でしっかり情報共有ですとか情報提供をしてほしいというような御意見がありました。

これらについては、それぞれ各地域から、それぞれの地域で特に多かった意見とかございましたけれども、おおむねこの6つは、各

地域からお声をいただいたところになります。

こういった御意見につきましては、委員御指摘あったとおり、その場でお答えできるものはお答えもさせていただいておりますし、非常に幅広いテーマでありましたので、難しいものは持ち帰ってしっかり関係部に情報提供を行いまして、連携、フォローが必要なものにつきましては、しっかり県としてもサポートをしまいたいと考えております。

引き続き、このTSMCの進出効果を最大限に高めて県内全域に波及ができるように、県としても市町村としっかり連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○松田三郎委員 このタイミングでというか、もちろん、例えば菊陽町に本部、JAS Mができる、例えば振興局単位で、ちょっとその地域によっては距離的なものもあって、いろいろな要望も違うだろうし、課題も違うだろうし、お悩みも違うだろうし、いろいろある中で丁寧に意見交換で聞き取りをしていたというの、非常に私もありがたいなと思っております。

これは、地域対策特別委員会でも同趣旨のことを申し上げましたが、たまたま昨日、私、県政報告会を行いまして、その中で私のほうからその話をして、例えば御意見を聞いてというのを、まあ大体今小川課長おっしゃったようなところに尽きる——その一部分です。に尽きるのかなと思いますが、あえて繰り返して申し上げますならば、やっぱり新聞、テレビ等々、報道で連日TSMC、TSMCって、県はこうします、どうしますと言うと、やっぱり比較的私の選挙区の田舎は、ひがみ根性が多い方が多うございまして、どうせ球磨郡にはほとんど関係なかわいて、県庁は何かTSMCで、何かな、もうそれっきり、それだけで非常に盛り上がり、いい意

味でも悪い意味でも盛り上がっているなというような、ちょっと冷めた見方をなさる方が多いと、これは事実でございます。

ただ、私も言いました。例えば、関連企業が進出するとか、半導体で球磨郡が盛り上がるということは、これは期待しても無理でしょう。ただ、世界で有数のというか、トップのメーカーがこの日本の中で熊本県を選んでもらったというのは、非常にこれは国家プロジェクトであると同時に、熊本県にとっても非常にビッグチャンスであると。これは、どこに住もうが、やっぱり県民皆さんには御理解をいただきたい。ただ、今言いましたように、非常にこの半導体とか集積という視点で考えると、非常に球磨地域は、大体1時間以上かかったりとか、車で。かかりますので、非常にそれは不利かもしれませんが、逆にこれを契機として、例えば、観光で台湾から富裕層が家族を帯同して来られるときに、まああんまり悪口は言えませんが、菊陽町辺りはあんまり見るところはなかです。どうせ。それだったら、日帰りか1泊で球磨郡のほうに呼び込むようなそういった努力をするとか、あるいは台湾内のどこかの自治体と通常でいう姉妹提携的な経済協定を結ぶとか、これを契機にやっぱり何かを呼び込もうという意識を持ってそういう努力をしていただかないと、どうせうち辺りはTSMC来ても関係なかわいで議論が終わってしまうならば、非常にもったいないと思いますよという話をしておりました。

御存じのように、県北、県南で、まあ、南北問題と言われるぐらい、今回も非常に県北は盛り上がっている、県南は、令和2年の災害からまだまだ復旧、復興の途上であるというような、まあ、もともと置かれた状況も違うというのはありますけれども、そういった話をしておりまして、先般の地域対策特別委員会では、あえて申し上げましたけれども、TSMC絡みで県北は黙っていてもど

どどんにぎやかになる。その交換条件と言
っては何ですが、移住、定住は、じゃあ県南
のほうに力を入れて、もう大優先的にそっち
を進めましょうとか、そういった形で何か方
向性を打ち出していただかないと、なかなか
——できるだけ県民皆さんに御理解をいただ
いてTSMCなり半導体の集積をしていけた
ほうが、やっぱり県も政策は進めやすいんだ
ろうと思いますので、時と場合によってはそ
ういうこともお考えいただいて、せっかく意
見交換をしていただいて、全てに伝えてくだ
さいとは言いませんけれども、御心配なり、
その要望というのは、できるだけ多く実現し
ていただきたいと。特に、この問題に対して
はそれが必要じゃないかなと思っております
ので、まあ要望として……何か部長、政策審
議監からお答えがあればお願いします。

○深川政策審議監 政策審議監の深川でござ
います。

私のほうで、球磨・人吉地方のほうでは市
町村との意見交換会に参加させていただきま
した。

そのとき、多く聞かれた中で私が印象的に
ちょっと思っておりますのは、非常に人口減
少が進んでいる地域で、特に高校生の地域外
への流出率は9割に上っていると。ですの
で、TSMC、そういった形で県北のほうに
そういう優良企業が来ると、さらにそういう
県外流出——地域外流出ですね、若者の、そ
ういったものが進むのではないかというよ
うな危機感を首長さん方皆さんお持ちになっ
ていらっしゃいました。

一方で、やはり多くの方が来られる、特に
雇用という面では、県北の地域に、熊本県だ
けではなくて、全国または外国から多くの方
が来られるということで、熊本県全体として
はキャパが上がるということを考えると、こ
の方たちの観光の呼び水なり受皿、そういっ
たものがないか、また、人材育成という

のが非常に重要なので、そういう人材育成の
ような、まあ、半導体教育じゃないんです
が、そういったものを球磨地方であるとか県
南で展開できないかですとか、そういういろ
んなこれからの将来に向けたポジティブなお
考えも御披露いただいた首長さん方もいらっ
しゃいました。

私ども県といたしましては、そういった御
懸念と今後の期待、そういったものを丁寧
に拾っていきながら、今後の、何といいます
か、県政の進め方について反映させていき
たいと。その際には、県議会及び先ほど要望
の6にありましたけれども、市町村との連携
を強化しながら進めてまいりたいと思っ
ております。

以上でございます。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

先ほど、私、菊陽町は見るところがないと
いう発言をいたしました——これはインタ
ーネット中継もあるので、あるとは思いま
す。ただ、より多く、よりすばらしいところ
が球磨地域にあるんじゃないかなという趣旨
でございますので、御理解をいただきたいと
思いますが、最後に私言いましたように、深
川さんもおっしゃったように、例えば菊陽町
ばかり、県北ばかりではなくて、やっぱ
り県南に住む方々も、これだけのビッグチャ
ンスだから、やっぱりみんなで応援して、み
んなで何かこう、知事がおっしゃるよう
に、波及効果があるようにやっていこうね
というようなムードがあったほうが県も進
めやすいと思っておりますので、そういう
流れで発言をいたしました。

もう1点、続けていいですか。

これは、資料58ページの人事委員会事務
局、なかなか質問することは少のうござ
いますので、局長か、御説明いただいた課
長なのか……予算のお話をいただきました。

これから、例えば、定年も延長をだんだん

されていく等も含めまして、採用試験とか、場合によってはその後人事課、いろいろ御苦労も多いだろうと思っております。

それで、以前我々頂いた資料の中に、総合土木に関しては、SPIを活用した——今日の資料ですね。ある程度事細かに読んだつもりですけども、その、何ですか、民間でも利用されているという総合適性検査の略というようなのを採用されるということですが、これは取りあえず総合土木職に導入されるということの説明のようですけども、この中身、分かりやすい——簡単にですね。もう何か当然みんな分かっているような感じで説明されましたので、私以外は御存じなのかもしれませんが、民間で採用されているというこの中身を簡単に——どこかに書いてありました。公務員の勉強をしてなくても受かりやすいとか何か書いてありましたので、その中身の説明と、取りあえず初年度だからか、総合土木にということ、これを今後広げるのか、まあ、総合土木が親和性があったから取り入れたのかということをちょっと御説明いただきたいと思います。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

今回SPIを導入するのは、御発言いただきましたように、総合土木職の前倒し分といいますか、新規にやる分と、あと民間企業の経験者の採用試験においてもSPIを採用いたしますので、2つの職種で採用することになります。

中身につきましては、従来の教養試験というのが、大きく分けまして知識の分野とどちらかという知能の分野のこの2つから成っております。知識の分野については、学校で習うような理科とか社会とか、あるいは英語とかなんととか、非常にある程度勉強しないと対応できないような内容になっておりますけれども、このSPIにつきましては、ど

ちらかという従来知能試験に近いような形になっておりますので、判断推理とか数的推理あるいは受験者の理解力とか論理的思考力あたりを確認できるような形になっておりますので、従来知識分野に比べると、ちょっとあまり事前の勉強が要らないというか、民間との併願をしやすいというような内容になっております。

そこで、ちょっと従来の民間のほうに流れていたような受験者に、うちのほうの土木職の採用の試験を受けていただきたいということで、今回初めて導入をしたところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 最後のほうでおっしゃったように、例えば、同じ公務員でも、かつては国志望とか、あるいは転勤がないので、政令市になったので熊本市のほうを多く受けられるとかという話も聞いていた時代もありますが、さっきおっしゃった、できるだけ、何ですか、競争率が高いのが全ていいとは言いませんけれども、ある程度多く受けていただいたほうが、まあ、落ちる人は多くなるかもしれないけど、優秀な方を採れるというような幅は出てくるんだろうと。

それにつけて、課長おっしゃったように、ほかに流れそうな人を、併願の1つに県の採用試験も考えてもらうと、よりそっちにも選択してもらえそうのために採用するというか、この方式ですね、ということでしょうか、これは、ある程度うまくいったなということになると、総合土木以外にも広がる可能性もあるんですか。

○永野公務員課長 現状としまして、受験対象年齢層が減ってきておりますので、とか民間との競争が激しくなって、ちょっと受験者が減少傾向であるんですけども、とりわけ総合土木職というのが非常に厳しい状況にな

っておりますので、今回総合土木職、おっしゃっていただきましたように、受験者を拡大するという導入いたしまして、まあ、初めての試みでございますので、取りあえず今年度やってみて、その辺の状況、効果あたりをちょっと検証した上でその後どうするか、ちょっと検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

最後に確認ですけれども、何年前ですか、総合土木というと、大昔はやっぱり似たような採用があったそうですけれども、土木部の土木技術職と農林水産部の例えば農業土木の技術者、そういうのを一括して採用して、採用後、適性なり考えて配置するというのが総合土木なんですかね。

○永野公務員課長 今おっしゃっていただきましたように、従来、土木職と農業土木職と別々に採用しておりましたけれども、平成30年度から統合いたしまして、総合土木ということでやっております。

採用後に、まあ、本人の希望があるかもしれませんが回しながら、経験をさせながらその方々の希望なり特性なり、その辺を把握していくというような形になっております。

○松田三郎委員 人事課に聞かんだったですか、採用後は。

今の説明でいいですか。

○磯谷人事課長 はい。

○松田三郎委員 はい、以上です。

○高島和男委員長 ほかに。

○濱田大造委員 1ページ目の予算についてちょっとお尋ねなんですけど、この約15年間で予算が2,000億円ぐらい増えているということなんですけど、私は、初当選したときは、もう16年前になるんですけど、当時、熊本県の人口は185万人程度だったというふうに記憶しています。この15年間で172万人まで減って、人口は減ったんですけど、予算がここ近年かなり伸びていると。

予算が多くなることはある意味いいことだとは思いますが、当初予算が9,000億円を超えるという状態は一時的なものなのか、まあ、地震もあったし、災害もあったし、コロナもあったということで、一時的に増えているのか、また、1,000億円規模で減っていくのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○臼井財政課長 財政課でございます。

2ページで御説明させていただきます。

平成20年度から2,000億円、現在増額されているということですので、2ページの当初予算特色の1から3、合計およそ1,500億円、こちらについては、一時的なものとして、特に2のコロナウイルス関係1,000億円については、今年度は見込んでおりますけれども、コロナの状況、国の動き等を踏まえて、再来年度にでも減っていくようなもの、1番、3番については、今後なだらかに減っていくというもので考えております。

○濱田大造委員 だったら、9,000億円規模の当初予算というのは、もう一時的なものとして認識していいということですね。

○臼井財政課長 そうでございます。

○濱田大造委員 もう1点、いいですか。

○高島和男委員長 はい。

○濱田大造委員 県民総合運動公園に関することでちょっと質問なんです、昨年の年末に特別委員会で広島に行くことがありまして、総務部長とも一緒に視察に行かせてもらったんですが、広島に行ってみたら驚いたんですが、何年か前に野球場が新設されました、しかも広島市の中心部ですね。今回、この前行ったら、サッカースタジアム、巨大なのが建設中で、これもすごい便利な場所で、市の中心部に近いところだと思うんですが、できつつあると。で、熊本とのちょっと違いというのを感じたんですが、やっぱり熊本も大きく変わっていく必要があると考えています。

この総合運動公園のアクセスが悪いということは、もう何年も前から分かっていることなんです、びほう策みたいなのを繰り返しているようなやっぱり感じは否めないと思います。

普通の住民の感覚としては、やっぱり市内中心部で何かイベントができないかなと、競技場が欲しいと。だから、熊本でそういう適当な土地がないのかもしれませんが、やっぱり同じ政令指定都市の広島では、どんどん再開発をして街が変容していくと。やっぱり熊本も、そういうのを考えていったほうが僕はいいと思っています。

水前寺競技場があるんですが、地震以降ちょっと止まっていると思いますが、あらゆる意味で市と連携して熊本の発展をしていく必要があると思うんですが、県が管理する総合運動公園以外で、熊本市で、水前寺競技場も含めて、何か計画があるのかどうか、どう考えているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○小川企画課長 企画課でございます。

今委員から御指摘ありました県内の様々なスポーツ施設の現状ですとか、今後という御

質問になろうかと思えます。

ちょっと詳細になかなかお答えが私のほうでも難しいかもしれませんが、県としましては、今年度の予算ということで今やっている最中なんですけれども、県内のスポーツ施設の在り方について、今調査事業というものを進めております。

もうこれも何回もこれまで指摘もあったと思うんですが、県内の主なスポーツ施設、えがお健康スタジアムが大体今20数年というところではあるんですが、ほかの施設、それなりに築年数もたっておりまして、長寿命化を進めながら今運用しているところなんです、こういった状況を踏まえながら、県内のスポーツ施設の在り方を——当然、その建設ですとか、運営に係るコストみたいなものもありますので、後はいろんなジャンルのスポーツ施設も当然ありますので、そういったものを今後どう整備していくかというものについては、蒲島知事のマニフェストですとか、後は今の第2期の県のまち・ひと・しごとの戦略でも、今後の県民的議論を深めて、スポーツ施設の在り方については、その方向性を取りまとめますということにしております。

これは、今年度の事業ということになりますので、今民間に委託して調査をしておりますので、調査が取りまとめ次第、また皆さんに御報告できればと考えております。

以上です。

○濱田大造委員 ぜひしっかりよろしく願います。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 50ページ、デジタル戦略推進課の説明の中で、デジタル戦略監という説明がありましたけれども、具体的にデジタル戦略監はどのようなお仕事をされているのか、お尋ねします。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

委員御質問ありましたデジタル戦略監、今年度から民間人材を登用するというふうなことで、戦略監1名と、その補助役と申しますか、専門員という、これが2名、計3名を任用しております。いずれも非常勤特別職というふうな位置づけになってございます。

具体的な活動内容なんですけれども、大きく3点考えてございます。

1つは、通常から各部が、例えばデジタル、ITを活用した施策を行いたいという際に、今年度からDXの相談窓口というふうなことを設置させていただいております、アイデアレベル、構想段階から早めにデジタル戦略監を含めたところで相談を受ける形で、事業化に向けた伴走支援を行っていくというのが1点でございます。

それから、その後各部が実施していく際に、技術的なところ、サポートがどうしても必要になってまいりますので、技術面あるいは金額面から見て、その予算の積み方というのが妥当なのかというふうなことについても、デジタル戦略監を含めたところで対応させていただいております。

それと、もう1点でございますけれども、こういったことに限らず、日常的な技術的な支援、例えば何か委託を出すときの仕様書への目配りですとか、そういった通常の技術的な支援あたりについても関与させていただいているというふうなところでございます。

以上でございます。

○山口裕委員 それでは、例えば県政情報文書課のDX文書管理の効率化等においても、戦略監が御活躍と理解しといていいですか。

○坂本県政情報文書課長 今委員がおっしゃっていただきましたように、デジタル戦略推

進課長の説明にもありましたとおり、デジタル戦略監のアドバイスを受けながら予算化を図らせていただいたところでございます。

○山口裕委員 あわせて、例えば50ページの新規事業になりますが、官民の相互の連携のためのデータ基盤等にも活躍だということでも理解しといていいですか。

○受島デジタル戦略推進課長 はい。委員御指摘のとおりでございます。

○山口裕委員 で、最終的に誰が決めるのかなというのが、私ちょっと着目してまして、やっぱりデジタル化を進める上では、一定の方向性、まあ、共通の方向性も含めてですけれども、すごく重要だと思っております。

例えば、皆さんがDXを進める上での第一歩目、県政文書とかになるこの行政文書の管理について、すごく重要だと思っております、実は効率化を図るためには、これまでの情報の管理、方法も含めて、すごく整備しなければいけないことが多々あるんだと思っております。とか、公文書に取り扱うときの線引きとか、こういったやっぱり整備というのはすごく重要でありまして、そういったことも含めて今後やっていくには、なかなか予算のほうが少ないんじゃないかなというふうに感じるんですが、皆さんの予算は、まあ、今回が初年度としても、どれだけかけるのかとか、どのくらいの期間で終わらせようとしているのか、定かには分かりませんが、やはりDXを進める上では、一定のやっぱり予算を組んでしっかりと進めることが何より重要だと思っておりますので、そのあたりのことも含めて、何かあればお聞かせください。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

今50ページのデジタル戦略推進課の説明資料の中で御覧いただいておりますとおり、デジタル戦略推進課、いわゆる横串の、外向きの取組を含めて取り組んでいるところがございますけれども、ある意味、本格稼働の令和4年度に続きまして、令和5年度は、一步これまでの課題を含めて取組を加速させているというふうなところでございます。

ただ、委員御指摘あったように、これは大きくどんと膨れているというふうなことでもございまして、課題を捉えながら一步一步というふうなところが現状でございます。

委員御指摘のとおり、これは全庁的な取組として、農林水産部は農林水産部、土木部は土木部ということで、各部全体での取組というのが必要になってまいります。

ここにつきましては、現在、情報化推進本部と副知事をトップとしております庁内会議で、全体の予算あたりも見ながら進めているところでございますので、引き続き、全庁横串で、デジタル戦略局のほうで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○平井総務部長 ありがとうございます。

今の回答でほぼカバーしていると思うんですけども、ちょうど県政情報文書課の話が出ましたので、総務部としてもお答えさせていただきますが、例えば、その文書の在り方というところを考えると、デジタル技術をどこで使うかという部分と、そもそも文書の在り方はどうあるべきかという部分がクロスオーバーしております。えてするとそれぞれの部署が自分ところの守備範囲を相手方のところに侵害してはいけないという形で遠慮するようなことがあってはいけないと、その業務そのものを担当しているところがDXの視点のほうにも深く踏み込んで検討しなきゃいけないし、デジタルのほうからは、業務

の内容を分かった上でデジタル的な助言をいただかないと進んでいかない。

最終的な決定権は、それぞれの事業の主管課になりますけれども、当然、デジタルのほうの責任者とも意思を疎通した上で決定していく、そういう形が望まれていると思います。お互いが一歩ずつ引いて、それはあっちの仕事というようなことにならないように仕事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山口裕委員 今、今後にちょっと懸念というか、横串なんていうのは、それはもう場当たりの対応だと思っておりますし、表現だと思っておりますし、今部長の話を聞いても、やはり具体的に行政だけを考えても、DX、まだまだ迷いながら推進しているのかなというのがちょっと懸念でありまして、実はそういった対応をしていると、何をやりたいのか、何を具体化したいのか、DXによってより効率的に何を目指したいのか、すごく明快にしないとやっぱりみんなに伝わらない。

実際、デジタル推進会議なんていうのは、小野副知事のときから立ち上がっていますけれども、やれているのは一部ですよ。ですよ。方向性、じゃあDX、どうやってやるんだということを明快にしないと進みづらい。

実際、システム開発に関わってすごく痛感するのが、使いたい人は、あったらいいよねという感覚でついDXにチャレンジしてしまう。でも、つくる側からすると、皆さんが何をやりたいのか明快じゃないと、何も具体的なものは出てこないし、また、予算も、そしてまた、そうですね、時間もかなり使って構築してしまうという結果に陥りやすいので、ここはやっぱり重要でありまして、もちろん理事もその役目を受けておられますけれども、誰が旗を振っていくのか、すごく重要だと私は思っております。そういったことも踏

まえて今後対応していただきたいと願うところですが、何かあったら。

○小金丸理事 御指摘ありがとうございます。

我々も、進め方として、やっぱり3つの方向性が必要と思います。

まず1つは、庁内、これは先ほど受島課長が申しあげましたように、高度情報化推進本部、それで各部単位でそれぞれ、いわゆるDXを進めていくということを進めております。

事業規模の予算としても、年々増えているところで、各部がデジタル化に進んでいるというところは言えるかと思えます。

2つ目が、住民の皆様が一番身近なところで市町村でございます。こちらにつきましては、我々も、今年は14市町村のほうに入らせていただいて、いろいろ担当者の方のニーズも聞きながらデジタル化を進めていくということですが、やはり技術的な側面だけではなく、具体的に市町村でどう——事業を組み立てる際、首長さんあるいは住民の方にどういうふうに説明していくかと、そういう組立てからもう少し指導していただけないかという話があったものですから、来年度は、新たに、いわゆる行政知識を持った、あるいはデジタル化の知識を持った、両面を持った者が全市町村にも入っていききたいというふうに考えています。

3つ目が、我々が一番悩んでいるところで、今回、DXのコンソーシアム、350を超えるいわゆる企業さんあるいは市町村さんが入っていただきましたが、なかなかまだ、山口委員がおっしゃるとおり、やはり身近なデジタル化が本当に必要な部分をどうするかというところのコンソーメンバーのいわゆる交流というのがまだできていないところが我々の反省点でございます。

そういったところで、来年度は、予算はそ

んなに規模はないんですが、コンソーメンバー間がしっかりと組み合って、社会課題を持っているところとそこを解決するところをしっかりと組み合わせるように、今申しあげた3つの視点を組み合わせながら積極的に進めていきたいと思っていますので、引き続き御指導、御支援、よろしくお願いいたします。

○西聖一委員 私も、山口委員と全く同じことを質問しようとして考えて、もう少しちょっと聞き足したいんですけれども、50ページの新規事業ですね。

官民相互の連携って書いていますけれども、官民に共通するこの——この場合書いている、考えているデータとは何なのかということ、官が提供するのはいっぱいありますけれども、基本的に個人の情報に関する部分であって、なかなか落とせない部分があるのを民に開放するというイメージですよ。

じゃあ、民が持っているデータ、官は何を求めているのかという何か具体的なものがちょっと分かれば教えていただきたいですし、この県内共通の基盤整備とありますけれども、本来だったら国が基盤をつくって、それに合わせていくべきだと思うんですが、県が走ることによってまた後戻りすることがないのかなということで、この6,600万というのはどんなことに使うのか、ちょっと具体的に話してください。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

この50ページでございますデータ連携基盤と申しますのは、公——市町村が、例えば、防災のサービスを行う、あるいはヘルスケアのサービスを行うというときに、これまでは基本的には自分たちが持っているデータを中心に使っていたと、必要に応じて民間のデータを取り寄せてということがこれまでであったというふうなことだと思いますけれども、こ

のデータ連携基盤といいますのは、国のデジタル田園都市国家構想の基本方針でも位置づけられているものでございまして、そういったものをリアルタイムで民間が持っているデータ、それか国、県、それか市町村自らが持っているデータというのを、常に統合させる形でリアルタイムで何か生み出していける基盤というふうなことで位置づけられております。

県独自ということではなくて、この基本的な仕様につきましては、国のデジ庁のほうが表示しているというふうなところでございまして、熊本県といたしましても、これにのっとって構築をしていくというふうなところを考えてございます。

それともう1点、データにつきましては、委員御指摘のとおり、個人データにつきましては、非常に個人情報保護法の観点もございまして、そこについては、もう取扱いについては従来と変わらず、できないものはできないということで慎重に取り扱っていく、一方で、個人の情報によらないもの、例えば防災ですと、これから、例えば水位がどうなっていくか、あるいは災害の状況が今どうなっているかというのを、それぞれ国の持っている、民間の持っている、市町村の持っているというふうなことをリアルに結びつけていくことで、例えば早期の災害予測につながっていくあるいは避難の誘導につながっていくというふうな、そういったことをイメージしながら取組を進めているというふうなところでございます。

○西聖一委員 じゃあ、当面は災害用に向けてというほうが分かりやすいのかなという気がしますが、まあそういうところから始めるということで理解していいですかね。

○受島デジタル戦略推進課長 委員御指摘のとおり、市町村の方といろいろお話をしてお

りますと、一つ、防災、そしてもう一つがヘルスケア、医療、福祉というものの一体的な提供、それから観光分野、このあたりについて市町村の方の関心が非常に高うございますので、共通の基盤として取り組んでいくものとしては、そのあたりが中心になってくるものというふうに考えてございます。

○西聖一委員 今出てきた医療、福祉になってくると、本当極めて個人的なものがあって、警戒される県民の方も多いと思うので、そこら辺をちょっと慎重にお願いしたいなというのが一つです。よろしくお願ひいたします。

あと2点。

あと、ちょっと簡単な話で申し訳ないんですけども、28ページですね。

LED化、CO₂削減のため、頑張っって県庁挙げてやっていますけれども、この経費、今回投入していますが、全庁的に何%ぐらいLED化が進んだのかというのを教えてください。

それともう1点が、39ページですね。ふるさと納税。

これは、もう各市町村頑張っって、県も頑張っっているところだと思いますけれども、このふるさと納税額の見込みというのは、尻すばみになっていくんじゃないかなと思うんですけども、税務担当としてはどういうふうに見ているのか、御意見を聞きたいと思ひます。

○永松財産経営課長 財産経営課でございまして。

LED化につきましては、ちょっとすみません、パーセントは今ちょっと手元にありませんが、新館や防災センターも全てなっております、今度本館を来年度までに全てLED化にする予定でございまして。

以上です。

○坂口税務課長 税務課でございます。

ふるさと納税の見込みということでございますが、ふるさと納税の額につきましては、本県の場合、昨年度が3億1,400万円ということで、都道府県ベースでいくと全国8位の数字でございました。それ以前には、震災等で平成28年には50億を超えるような寄附をいただいたという実績等もございます。

そのときのいわゆる縁といいますか、熊本を応援していただいている方につきましては、引き続き現在もかなりの寄附をいただいているというような現状がございまして、本年度も、令和4年の12月末現在では、3億8,000万程度の寄附をいただいているということでございまして、現段階で今後戻すばみというふうな状況には考えておりませんし、引き続き、新規の寄附者の開拓並びにリピーターの維持について重点化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○西聖一委員 LED化については、せっかく取り組んでいるんですから、調べていただいて、進んでいますよということでやっていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税については、一定程度ずっと見込めるということで、返礼品は、熊本県はたしかくまモン関連グッズだったかなと思いますけれども、せっかくくまモンをPRしているのであれば、一定程度ずっと保てるような方策も考えながら納税のお願いをしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○高島和男委員長 ほかにございせんか。

○山口裕委員 先ほど西委員の質問にちょっと関連しますけれども、今説明を受けて、個人情報だったり、もう1つ考えられるのは情

報公開の観点だと思いますが、そういった中で、実は今の条例等の中でもデジタルという言葉は記載はあるわけなんですよ。ただし、私が勝手に理解するのは、記録、副次的な記録媒体としての位置づけなので、この観点については、今後DXを進めるに当たっては、根本的にもう一回整理をしなければいけない観点、例えば、情報の取扱いも含めてですけども、情報がよりよく効率的に使用されるように取り扱うこともすごく重要な観点だと思いますので、条例の現状等も踏まえて、DXを進めるに当たって、その辺りも解消していくとか見直していく必要があると思っております。その点についても御精査いただければと思いますが。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

委員御指摘のとおり、文書のデジタル化というのは大変進んでおりまして、当課においては、電子決裁システムを昨年度リニューアルさせていただいたことで、本庁知事部局においては98%ぐらいが電子決裁、それから全庁的にも、出先機関も含めましても88%ぐらいが電子決裁というふうになっております。

ただ、実際に決裁するだけの文書ではなくて、そのほかでも、行政文書の定義でいきますと、組織的に共有しているものということで、職員がそれぞれパソコンや共有フォルダの中に持っている文書がございまして。これを行政文書共有範囲としてどのように認識するかとか、メールの情報も、組織的に共有しているものであれば、それは行政文書に該当しますので、そういったところをどうしていくかは、今、国の情報も得たり、各県の情報も得たりしながらやっておりますが、しっかりと整理していかなければならないと思っております。

また、利用の側面につきましては、個人情報保護法が今度4月から地方公共団体にも適

用されるということで、その中では、利用の側面につきましては、個人情報に分らないような形にして、匿名加工して、一定の県が持っている情報を産業とか地域の振興に役立てるといようなことにも利用できるということの制度に変わってまいりますので、そこについても、国の動向も見極めながらしっかりと対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 税務課さんにちょっとお尋ねなんです、39ページ、40ページ近辺なんです、県が徴収する各種税金というのがありますが、法人からとそして個人からと税というのは徴収するわけですけども、例えば自動車税、5月に封書で幾らですよと法人にも個人にも通知が来るんですけども、これは、ざっくりとでいいんですけども、今オンラインで、デジタル化で納税している割合というのは、法人でどのくらい、個人でどのくらいというのは、今分かるでしょうか、教えてください。

○坂口税務課長 税務課でございます。

自動車税の納付に関しまして、従来からクレジットでございましたり、31年、令和元年度等では電子マネー等のスマホ納付等をやっているような状況でございます。

その率につきましては、それぞれ5%程度、おおむね1割ということで、圧倒的に多いのがコンビニ納付が多いような状況で、窓口納付が半分、コンビニ納付が4割以上というふうな、残りがいわゆるキャッシュレスというふうな状況になっております。

法人について、個別のデータというのはちょっと持ち合わせておりませんので、そんなに多くはないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○濱田大造委員 恐らく、DX社会で目指すべき方向性というのは、もう全部オンラインで完結する社会なんだろうと思うんですね。それなら郵送料もかかりませんし、経費をなるべく社会でコストをかけなくすると。まあ、いろんな問題というのはあると思いますが、どんどんDXを推進していくことを希望します。

以上です。

○岩下栄一委員 県政情報文書課ですけども、県立大学についてちょっとお尋ねします。

今、県立大学の学長か理事長か、あの白石さんというのはどちらですかね。白石さんは学長ですか。

○坂本県政情報文書課長 理事長でございます。

○岩下栄一委員 理事長ですね。白石理事長が、何か核廃絶の国際会議で委員長、座長になられたということで世界の注目を浴びておりますけれども、あの特徴のない県立大学で、これを機会にやっぱり平和を主張するあるいは核廃絶を主張する大学として県立大学がアピールできていけばいいと思うんですね。

で、白石理事長個人だけじゃなくて、大学本体が、そういう平和というものに対して認識を高めていくということが、あるいは学科を新設したり、そういうのがあればいいと思うんですね。これは私の希望ですけども。

県立大学は、県立女子大学が改組して今日まで至って、相当な努力が内外ともに払われてきましたけれども、何となく特徴のない大学になっております。そう言っちゃ悪いけ

ど。だから、そういう意味で特徴を出すというのは、やっぱり学校が何を発信しているかということにも関わるから、白石さんが核廃絶の委員長になられたのを契機として、そういう大学の主義主張というものを新たに出されたらどうかなど。これは総務部長にお尋ねしますが、考え方を。

○平井総務部長 幸いにといいますか、去年の3月まで県大におりましたので、そのときの状況も含めてお答え申し上げますと、県立大学、特徴がないと今お叱りも受けておりますけれども、その中で今取り組んでいる3つのテーマがあるかと思えます。

従来からやっていてちょっと目立ちにくいかなというのが、地域との絡み合いということで、「もやいすと」ということで、地域における人材を育てるというのを一つ大きなテーマにしています。

残り2つは、まだ現在進行形で変わっているんですけども、1つが、今お話のありました国際化でございます。

国際化という視点につきましては、現在の白石理事長が国際政治学者というのもございまして、とにかく海外の大学との交流を進めて、海外からの留学生等をより多く受け入れていこうということでやっておりますが、ちょうど就任された年からコロナ禍というのに入りまして、海外とも人的な直接の交流がちょっと滞っていたところはございます。

幸いにして、今回、大変緩和がなされますので、構想中とどまっておりました海外の大学とのさらなる姉妹提携のような取組も、これから進んでいくかと思っております。白石理事長任期中に、何とか一步でも二歩でも進めればという点が1つでございます。

もう一つが、今の話題にもなっておりましたDX化、情報化の流れでございます。

熊本大学と東海大学とも連携をしまして、地域のDX化の拠点校という取組をやること

になりました。熊本駅に行っていただきますと、実は大きな熊本大学の看板が出ているんですけども、それは、熊本大学、熊本県立大学、東海大学と連携して、国家挙げてのDX人材育成のためのプログラムをやっていくということになっております。

これに合わせて、県立大学のほうでも、総合管理学部の中の情報コースというのが今あるんですけども、そちらを専攻科という形で強化しながら、デジタル人材の育成、文理融合型のデジタル人材の育成に手をつけようとしております。

こういった今の課題に対応するような対応も、県立大学の中で今まさに進行形でございますので、応援いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岩下栄一委員 国際政治学者たる白石先生が理事長のうちに、県立大学にどういう特徴が描けるかという点を十分考慮して、まあ、国際化もいいですけども、私は、やっぱりさっきから言っているように、核廃絶の平和とか、そういう大きなテーマを持った大学に発展していただきたいと希望しております。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第36号、第44号、第47号、第54号から第57号まで及び第68号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第33号外8件について、原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外8件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

水道広域化推進プランの策定について報告をさせていただきます。

前回の委員会で、プランの策定の背景やこれまでの県における取組及びプランの方向性等について説明をさせていただきました。

今回、プランの内容につきまして、おおむね市町村との協議が調いましたので、本日は、水道事業の将来見通しとプランの推進方針について説明をいたします。

2の水道事業の将来見通しをお願いいたします。

国の示すガイドラインに沿って、50年後の将来推計を行ったところ、人口減少等に伴い、県全体の給水収益は25.4%減少する見込みとなっております。

一方、水道施設の更新に係る投資額は、現在の施設を単純に更新すると仮定しますと、今後の投資額の平均は、現在の水準の1.61倍になると見込まれております。

料金設定の基礎となる給水原価を計算しますと、今後漸増しまして、令和56年度には、令和元年度と比較して1.76倍になると見込まれているところでございます。

次に、3のプランの推進方針についてでございます。

こうした将来見通しに対しまして、大きく2つの柱立てで進めていくこととしております。

1つ目が、広域化の推進、経営の効率化でございます。

施設の運転管理の共同委託や料金管理システム等の共同化を推進していくこととしております。また、経営の統合につきましても、共同化の取組を踏まえながら検討していくこととしております。

2つ目が、アセットマネジメントの推進でございます。

給水原価の上昇を抑えるためには、やはり施設の更新費用の圧縮が不可欠となります。人口減少に見合った施設の更新や効率的な資産管理並びに水道料金の適正化を推進していくこととしております。

次のページには、プラン案の概要を添付しております。

今月中にプランを策定し、公表する予定でございます。また、本日のこの内容につきましては、本委員会のほか、地域対策特別委員会のほうにも報告をしております。また、経済環境常任委員会につきましても、環境保全課のほうから報告をさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

報告事項の②、A3資料で御説明いたします。

今年度、消防学校の教育訓練機能強化事業につきましても、検討を進めています消防学校

の本館及び寄宿舎の整備に係る基本計画について、検討状況を御報告いたします。

まず、左側の①教育訓練環境の向上、それから女性受入れ環境の充実についてでございます。

消防人材の育成の面から、消防体制の充実強化を図るため、本館の教室や実習室などの拡充により教育訓練環境の向上を図るとともに、寄宿舎につきましても、現在2段ベッドの寝室部分を個室化するとともに、共同で利用しているシャワーなどを各寮室に整備することなどを検討するなどにより、女性を含めた学生の受入れ環境の充実を図る計画としております。

中段の網かけ部分に施設の概要を記載しております。

いずれも調整中でございますが、新校舎は、鉄筋コンクリート造の免震構造として、本館と寄宿舎を合築して地上6階建ての建物として、事業費は、設計費を含めまして約44億円と試算しております。

次に、右側の②災害対応能力の向上、環境負荷の低減についてでございます。

消防学校は、九州広域防災拠点構想におきまして、広域支援部隊の拠点と位置づけられていることから、施設や活動スペース、駐車場の拡張によりまして、緊急消防援助隊の受援機能を強化するとともに、太陽光発電などの設置により災害対応能力の強化を図る計画としております。また、再生可能エネルギーなどを積極的に導入することにより、環境負荷の低減も図りたいと考えております。

②の下には、建物のイメージを記載しております。まだこれはイメージでございます。

最後に、下段の2、スケジュールを記載しております。

来年度、令和5年度から2か年で設計を行いまして、令和7年度に着工、それから令和8年度に竣工、9年度には現行施設の解体を予定しております。

報告は以上でございます。

○有働政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に報告資料③と記載してあります資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村、相良村振興について、現在の主な取組状況を御報告します。

なお、本件については、総務常任委員会のほか、建設常任委員会においても、同様に御報告させていただいております。

まず、1、緑の流域治水の主な取組状況として、(1)流水型ダムの進捗状況を御説明いたします。

初めに、①環境アセスメントの進捗状況でございます。

昨年11月14日、国において環境影響評価方法レポートが公表され、12月28日まで一般からの意見聴取が実施されました。

今後、一般からの意見に加え、1月16日に開催された流水型ダムに係る環境影響評価審査会や流域市町村長の御意見等を踏まえ、知事意見を提出する予定です。

次に、②流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みについてでございます。

囲みの中に記載のとおり、新たな流水型ダムが、安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の方向性や進捗を確認する仕組みの第1回会議を、昨年12月25日に開催しました。

会議では、流水型ダムの構造や環境影響評価について、現在の検討及び進捗状況等を確認いたしました。

なお、囲みの下に、当日構成員の皆様からいただいた主な御意見を記載してございます。今後も、流水型ダムに関する情報について、県民の皆様への周知を図ってまいりま

す。

(2) 宅地かさ上げ、輪中堤の進捗状況についてでございます。

球磨川流域において、宅地かさ上げの対象となる各地区では、説明会や現地見学会などを開催し、整備方針が決定した地区から順次設計、用地測量等に着手しています。先月19日には、球磨村神瀬地区において、豪雨災害後初となる宅地かさ上げ事業の着工式が開催されました。

(3) 県管理支川の整備の推進についてでございます。

先月22日には、あさぎり町の田頭川の河道整備に関する説明会を開催しました。令和5年度下半期の工事着手に向け、現在用地測量を進めているところです。

裏面をお願いします。

(4) 水防災意識の醸成についてでございます。

本年1月21日に、NPO法人と国、県、八代市が連携してイベントを行い、防災に関するパネルや浸水想定区域図などを用いて、直接水防災の重要性や必要性をお伝えしました。

最後に、2、五木村、相良村の振興について御報告します。

五木村については、これまで、新たな振興計画の策定に向け、五木村及び村議会と意見交換を重ねてきました。

そうした中、本年1月21日には、知事が五木村を訪問し、村及び村議会と意見交換を行いました。その中で、新たな振興計画の実効性と継続性を担保するため、おおむね20年間の中長期的な財政支援を行うことを村にお伝えしました。

具体的には、新たな振興計画に基づく村の事業に活用する分と国のダム関連事業への直轄事業負担金分を合わせて、総額100億円規模の財政支援の枠組みをお示しました。

なお、この直轄事業負担金分については、

米印で記載のとおり、中止するダム関連事業がある場合は、その負担金相当分を活用して、国、県、村で協議の上、村に必要な事業を実施することを想定しています。

この総額100億円規模の財政支援のうち、村の事業に活用する分の50億円は、県から村に段階的に交付する予定であり、来年度は、10億円を一括して村に交付したいと考えています。

そして、今月中には、国、県、村で今後の五木村の振興を協議する場を設け、新たな振興計画を策定する予定です。

次に、相良村の振興について御説明します。

下段を御覧ください。

相良村については、昨年10月に相良村から提案があった村の振興策について、田嶋副知事をトップとする相良村振興推進会議の下、全庁挙げて県の支援策の検討を進めてまいります。今月中に第2回の相良村振興推進会議を開催し、県としての支援策を取りまとめた上で村に提示する予定です。

説明は以上です。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

報告資料の④をお願いいたします。

熊本県契約に関する取組方針についてでございます。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例は、9月定例会で御議決いただき、令和4年10月12日に公布されたところでございます。

この条例に基づき、取組方針を策定するということが必要でございます。条例施行の令和5年4月1日に合わせて、取組方針策定の準備を進めてございます。

この方針案の概要につきまして御説明申し上げます。

条例の基本理念ごとにとり組の方向性を整理

しております。

基本理念の1、契約の透明性、公正性の確保や不正行為の排除について、基本理念の2、総合的に優れた内容の契約の締結について、基本理念の3、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備や活力ある地域経済の振興について、そして基本理念4、環境に配慮した事業活動など、事業者による持続可能な社会の実現に資する取組の勘案、こういったことにつきまして、それぞれに関する取組の方向性を示してございます。

この概要には、主なものを記載しております。その中でも、来年度、次の点について重点的に取組を進めてまいりたいと考えております。

資料中の重点と記載している箇所でございます。

1つ目は、基本理念の2のところでございますが、最低制限価格制度の基準等に関する検討でございます。

最低制限価格制度は、契約の性質や目的により適用しているもので、設定した基準額に満たないものを排除し、いわゆるダンピングを防止する、そして契約の実効性や質を担保するための制度でございます。

幾つかの業務委託に関する基準について、御意見、御要望等を頂戴しているところでございますので、その見直しについて、着手、検討してまいります。

2つ目は、基本理念3にございます労働関係法令の遵守を担保する方法を検討してまいります。

具体的に申しますと、例えば、契約書や仕様書に労働関係法令を遵守する旨の記載をすること、そういったことを考えてございます。

3つ目は、右側の基本理念3の中段以降に係るものでございます。アンダーラインが3か所書いてありますがこちらに関するところでございます。

企画コンペ等の県の契約の相手方の選定における事業者の取組の評価について検討してまいります。

事業者の取組の評価は、県の施策実現の手段という側面もでございます。契約の相手方を選定する場面場面において、例えば、県の登録制度や認証制度に御協力いただいている事業者を加点評価する、そういったことの具体的な実施方法、そういったものを検討して進めてまいります。

これにつきましては、早ければ来年度半ば頃、実施可能な事業から先行して行うということを考えてございます。

そして、左下でございますが、新しい条例でございますので、特に広報、周知に力を入れてまいります。

まずは、この条例の趣旨や目的、基本理念を中心に、県と契約を結ぶ事業者の皆様や業務に従事されている皆様、広く県民の皆様に知っていただくことが重要であると考えております。

公契約条例の基本理念を踏まえた契約の締結、履行の確保、また、事業者の取組の緩和、ひいては公契約を通じた労働環境の充実や多様な人材の活躍、環境に配慮した事業活動、こうした取組が企業価値の向上にもつながっていくことなど、ホームページや動画、紙媒体など様々な広報媒体を活用し、展開してまいります。

最後に、右下でございますが、推進体制でございます。

庁内で進行管理し、また、有識者、関係団体による推進委員会で御意見等を伺い、PDCAを着実に実施することで取組の充実につなげてまいります。

県と事業者が結ぶ公契約をよりよいものにするとともに、公契約を通じ、県と事業者が共に持続可能な社会の実現に向けた取組を進めていく、そのような公契約条例の基本理念を具体化した取組を進めていきたいと考えて

おります。よろしくお願ひ申し上げます。

以上、御報告でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思ひます。質疑はありませんか。

○山口裕委員 水道の広域化推進プランについて、ちょっと国の考え方を教えていただきたいんですが、この広域化に向けて取り組むプランを作成すると、例えば、有利な支援とか補助があるなんていうふうに理解していいんですか。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

今県のほうで広域化推進プランのほうの策定作業を進めておるところですが、もちろん経営を持続的なものとして進めていくために補助金の活用というのは非常に重要なことでございますので、国庫補助等がございますものについては、最大限そういったものを活用していくようにアドバイスをしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○山口裕委員 この広域化に挑むに当たって、国の財政的な支援があれば進みやすいのかなと思いつつ、まだ具体的には内容に乏しいのかなと思ひながらも、しっかりと水というのを提供するために、独立採算で皆さん頑張っているのは私もちょっと、実践による差というのも出てきたのも事実でありますので、そういったことも含めて今後チャレンジしていければと思ひしておりますので、また情報提供等をよろしくお願ひします。

もう1点、お願ひします。

○高島和男委員長 はい。

○山口裕委員 すみません。唐突なんですが、この消防学校の整備、すごく防災拠点としていいんじゃないかなと思ひんですが、例えば、災害対応の折にヘリコプターの発着等も想定されますけれども、実は、この消防学校が立地している場所って、高速道路のそばですよ。そういったことも考えると、平時は使えないけれども、何か災害時には高速道路から直接直結して降りれる、そんな何か施設整備も考えていいんじゃないかな。いやいや、もちろん民間とかは使わないですよ。災害対応していただく車両等がより効率的にそこに進入できるような、そんなことも考えていいんじゃないかなということも思ひますが、いかがでしょうか。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

まず、ヘリポートのお話ございましたけれども、今、ヘリポート、この計画の中では、ヘリポートは今のところ予定はしておりませんが、近隣のグランメッセに自衛隊のヘリも離発着できるヘリポートが既に整備済みでございますので、そちらを活用するというところで考えております。

また、高速道路から消防学校へ直接入れる道路ということでございますが、そこまでの検討はいたしておりませんが、各県の消防本部からお聞きしますと、高速道路のインターチェンジから非常に近いということで、非常に好評を得ております。

以上でございます。

○山口裕委員 グランメッセにしても、熊本地震の折にも対応の拠点だった、そしてまた、今後整備されるこの消防学校も、何かすごく充実していくと、機能強化達成されるんじゃないかなと思ひつつ、何かぐるっと回ったり、取付け道の話であったり、もうちょっと広い視野で何か考えていただくと、より防

災力が上がるんじゃないかなという意見でした。

以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

ありがとうございます。そういった視点も含めまして、今後、プロポーザル方式で設計業者等を選定していく予定になりますので、そういった視点も含めて、幅広に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか——なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和4年度総務常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取組が進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、8項目の取組を上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により、取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等を行っていただいておりますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意

見等はございませんでしょうか。

○山口裕委員 エアラインについて記載がありますけれども、発言としては記憶もしておりますし、現実的なその対応状況も理解しないわけではないんですが、なかなか「費用増に見合う路線の想定ができないことなどから、現実的ではない」、何かこうちょっと寂しい答弁が書いてあるかなと。

今後、また可能性も含めて、様々模索する中であっては、ここまで言及しなくてもいいんじゃないかなというところはありますけれども、いかがでしょうか。

○高島和男委員長 確かに、御指摘があるように、文面の書き方としては、山口委員の御指摘を頂戴しながら、また、考案、考慮していきたいと思っております。御指摘は承ります。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 今山口委員の御意見等を踏まえて案を修正したいと思っておりますが、修正については委員長に御一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、今回いただきました御意見も踏まえて内容を修正し、ホームページへ掲載したいと思います。

次に、委員の皆様から、その他で何かありましたら質問をお受けします。

委員から何かありませんか。

○松田三郎委員 すみません、時間が……。

1点、さっき、実は議案のところにも出ていたんですけども、市町村課長にお尋ねしますが、住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理推進事業というのがあって、これはもちろん成立したんですけども、これは大分久しぶりに聞いたので、非常に初歩的な質

間で恐縮ですが、これは、いわゆるマイナンバーカードが今全国で7割強とかいう、まあ100%にはなりにくいにしても、だんだん進んできて、この住基ネットシステムというのは将来的にどうなるんですかね。このすみ分けがあるのか、だんだんだんだんそれが増えてくると、いずれはシステム自体がなくなるというのを、その関係なり、ちょっと教えていただければ。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

いわゆる住基ネットと言われるシステムのことについての御質問ということでお伺いしました。

住基ネットといいますのは、個別市町村ごとに住民基本台帳というのがございます。そういったものを市町村ごとで作っているわけですが、これをネットワークでつなげたものでございます。

これは何のためにあるかといいますと、1つは行政の効率化ということで、例えば住民票をこれまでは提出してくださいと言っていたものを、そのネットワークを使えば住民票を提出しなくてもいいと、そういうふうなもの、あるいは行政のほうの業務の効率化ということで、今こういったシステムができていくところでございます。

これとマイナンバーカードとどういう関係があるのだという話でございます。

基本は、マイナンバーカードの番号というのは、この住基のもともとの——以前は住基カードというのがありましたけれども、こういったもともと割り振られている番号からマイナンバーカードというのは実は生成されておりまして、そういった意味合いでマイナンバー制度をつくるその基礎になるもの、基盤になるものというふうに我々は捉えております。

そういった意味合いで、今後、例えばマイナンバーカードが普及すれば住基ネットが要

らなくなるとか、そういうふうな話ではなくて、マイナンバー制度を支える基礎的な仕組みということで、引き続き維持されるものというふうに理解をしております。

説明は以上でございます。

○松田三郎委員 まあまあ、この根拠なる法律もまだあるんでしょうから、じゃあ、今おっしゃったマイナンバーカードを支える制度、ネットワークとして存続する、はい、分かりました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第7回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時20分閉会

○高島和男委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日9名出席されております。9名の方々に、一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

（小牧知事公室長、真田理事～福田政務調査課長の順に退任挨拶）

○高島和男委員長 お疲れさまでございました。

今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、坂梨副委員長をはじめ委員各位の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれま

しては、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、執行部の皆さんにおかれましても、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど御挨拶を頂戴いたしました。が、勇退される9名の皆様におかれましては、長い間県政に携わっていただき、誠に御苦労さまでございました。今後も新たな場所での御活躍を心よりお祈り申し上げます。

最後に、委員各位並びに執行部の皆さんの今後のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

坂梨副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○坂梨剛昭副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、高島委員長の下で委員会運営に努めてまいりました。委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただき、大変ありがとうございました。

また、執行部におかれましても、退職される皆様方、本当にお疲れさまでした。

皆さん、よく振り返りますとと言われるのですが、私も振り返りますと、4年前に初めて県議会議員として1期目の活動をさせていただきました。何も分からない中で、執行部の皆さんから様々な面で御指導をいただき、また、県議会の先輩方からも御指導をいただき、私も4年間を終える形になるかと思いません。

私は、引退という形ではなくて、次なるステージに向けて頑張っていきたいと思いますが、引き続きまたよろしく願いいたします。

最後に、委員、執行部の皆様方には、委員会で議論されましたことを含めて、令和2年7月豪雨災害からの復興、そして新型コロナ

ウイルス感染症対策の取組をはじめ、各施策に一層推進していただき、本県がさらに発展しますよう心から祈念申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。（拍手）

○高島和男委員長 以上で終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時33分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長